

介護予防・日常生活支援総合事業の概要（横浜市）

平成 27 年 3 月 20 日

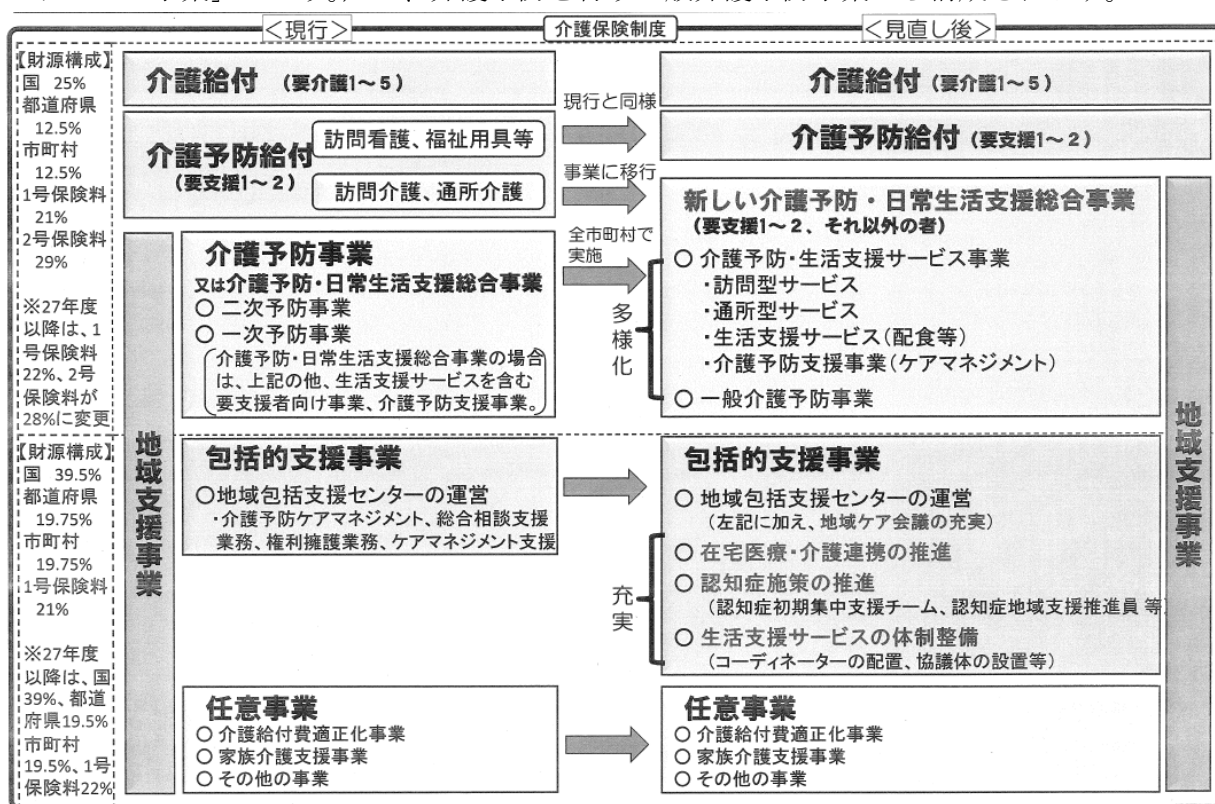
1 趣旨

介護保険制度改正により、予防給付として提供されている全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。

既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。

2 総合事業の構成

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）と、介護予防を行う一般介護予防事業から構成されます。



※ 厚生労働省「27年3月2日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料から抜粋

厚生労働省のガイドライン（案）では、サービス事業の多様なサービスの例として、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービスなどが示されています。

3 市町村に求められること

総合事業の実施に当たって、市町村は次のような取組により、効率的な事業実施に努めます。

- ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、状態等に応じた住民主体のサービス利用の促進
- ② 高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加
- ③ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等

4 移行スケジュール

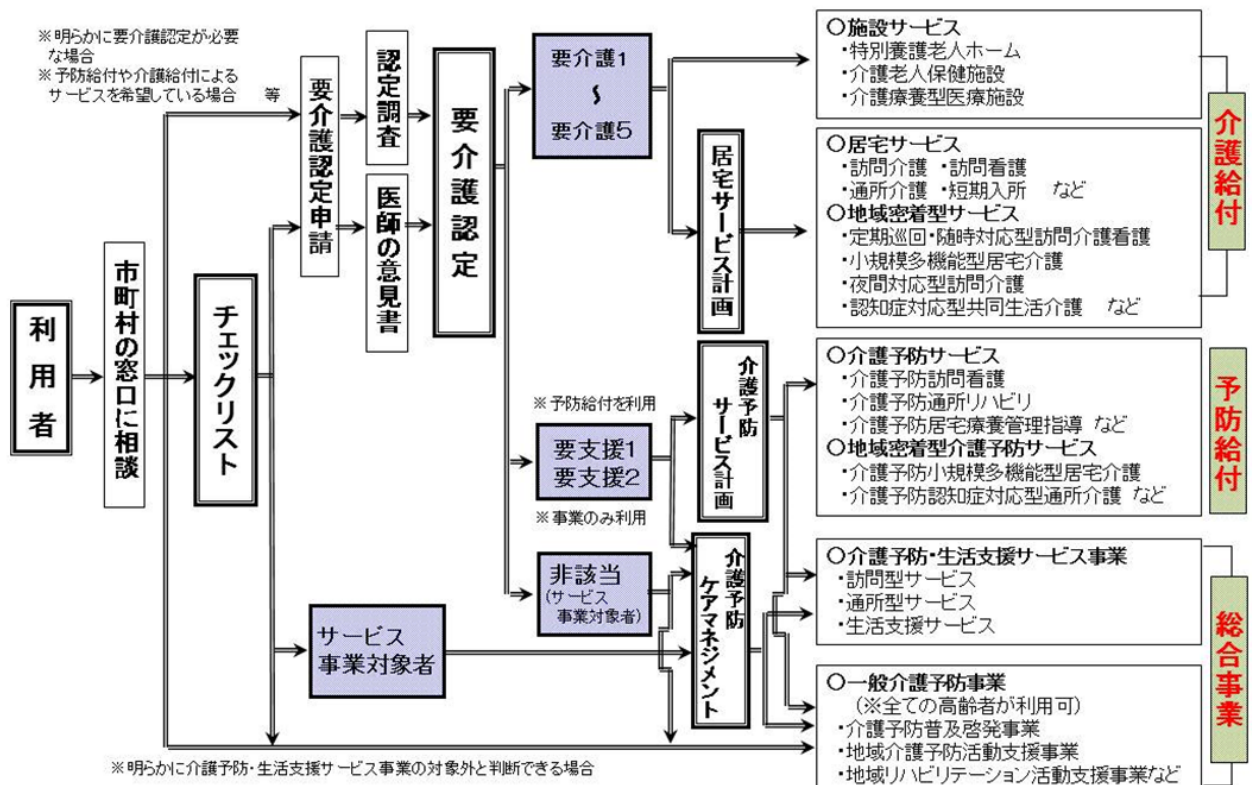
総合事業の実施は29年4月まで猶予できるとされており、移行時期は市町村によって異なります。横浜市では、28年1月から移行し、当初は、既存の介護事業所による現行の訪問介護・通所介護と同等のサービスを提供します。

また、既に要支援認定を受けている方の訪問介護・通所介護については、28年1月以降、認定更新までは予防給付、認定更新後から総合事業となります。要支援者の認定の有効期間は現在、最長1年ですので、28年1月から1年かけて総合事業に移行することになります。

なお、多様なサービスを導入する本格実施は29年4月です。本格実施に向けて、多様なサービスの内容、新たな利用の流れ等についてモデル実施を行うなどして、検討していきます。

5 サービス事業の対象者・利用の流れ

サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する方ですが、サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず「サービス事業対象者」を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けます。基本チェックリストについては、移行当初は、モデル的に一部の地域包括支援センターの区域の住民を対象に実施予定です。



※ 厚生労働省「27年3月2日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料から抜粋

6 サービス事業の実施方法

給付から事業への移行により、事業の実施方法も多様となります。委託、補助、市町村による直接実施のほか、給付と同様の指定事業者制度の枠組みが設けられています。指定事業者によるサービス提供を行う場合は、国保連合会による審査支払を行います。

28年1月の移行当初は、この指定事業者によるサービス提供を行います。

7 総合事業のみなし指定

27年3月31日において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスの事業者について、27年4月1日に、総合事業による指定事業者の指定をみなされます。みなし指定の有効期間については、厚生労働省のガイドライン（案）のとおり、27年4月から30年3月末までの3年間とします。

みなし指定に係る事業者が提供するサービスの基準や報酬単価、利用者負担割合等については、国が定めたものを勘案して市町村が定めることになっていきますので、28年1月に向けて検討していきます。

※ みなし指定は、全市町村に効力が及びます。みなし指定を受けた事業者について、30年4月以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がありますが、この場合は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶこととなりますので、事業所が所在している市町村以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、それぞれの市町村の指定更新が必要となります。

8 住所地特例対象者に対する総合事業の実施

住所地特例対象者は、居住する施設が所在する市町村のサービスを受けるため、本市の移行前でも、本市被保険者が他市町村で総合事業を利用する場合があります。

担当：横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課
電話：045-671-3464 FAX：045-681-7789